

令和7年度障害福祉サービス事業者集団指導

指導監査等における指摘事項について

監査指導課

令和6年度指導監査について

(1) 指導監査等を行った障害福祉サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、共同生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、施設入所支援

(2) 指導監査等を行った期間

令和6年4月～令和7年3月

**運営指導において指摘が多かった事項
(令和6年度)**

身体拘束等の適正化のための取組が適切に行われていなかった

居宅	重訪	同行	短期	就A	就B
----	----	----	----	----	----

- 身体拘束を行う場合は必要な内容を記録すること
 - 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録すること。
 - 身体拘束適正化を検討する委員会の開催
 - 1年に1回以上開催すること。
 - 身体拘束適正化のための指針の整備
 - 必要な項目を盛り込み、身体拘束適正化のための基本方針を示す
 - 身体拘束適正化のための研修の開催
 - 1年に1回以上開催すること。
- ※ 上記すべてを満たしていない場合、基本報酬の減算となる。

虐待防止措置が 適切に行われていなかった

居宅	重訪	同行	就A	就B	共同
----	----	----	----	----	----

- 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催
 - 1年に1回以上開催すること。
 - 身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営も可。ただし、それぞれについて検討を行い、実施内容等の記録を行うこと。
 - 虐待防止のための研修の開催
 - 1年に1回以上開催すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者の配置
- ※ 上記すべてを満たしていない場合、基本報酬の減算となる。

業務継続計画の未策定

居宅	重訪	同行	就A	就B
----	----	----	----	----

- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。

情報公表未報告

居宅	重訪	同行	行動
----	----	----	----

- 情報公表対象サービス等情報について、速やかに障害保健福祉推進室に報告すること。

個別支援計画作成に係る手順及び記録の不備

居宅 重度 就B

- 説明及び交付ができていない場合、作成していないものと同じ
- 適切なアセスメントを行い、原案を作成→担当者会議の開催
- 個別支援計画の見直し・変更・モニタリング等

法定代理受領に係る通知を行っていなかった

居宅 重訪

- 法定代理受領により市町村から給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者等に係る給付費の総額を通知すること。
- 利用者負担額が0円の利用者についても、通知が必要

サービス管理責任者について

就B

- やむを得ない事由(※)によりサービス管理責任者が欠如した場合、実務経験者のみなし配置期間は原則1年間(要件を満たす場合は最長2年間)であり、その期間内に適切にサービス管理責任者を配置すること。

※サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合

→サービス管理責任者が変更となる場合は、障害保健福祉推進室へ変更届の提出が必要(みなし配置となる場合でも必要)。
提出がなければ、サービス管理責任者欠如減算の対象となる。

施設外就労について

就B

- 施設外就労については、施設外就労先の企業と請負契約を締結すること。
【施設外就労の注意点(※厚労省留意事項通知より抜粋)】
 - 施設外就労の総数については、利用定員を超えないこと。
 - 利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと。
→ 作業は施設外就労先から独立して行い、利用者に対する指導は事業所が自ら行うこと。
 - 施設の運営規程に施設外就労について明記すること。
 - 対象者は事前に個別支援計画に規定すること。
 - 事業所において、施設外就労の実績記録書類の作成・保存を行うこと。

在宅支援に必要な要件を満たさず 訓練等給付費を請求していた

就B

- 在宅利用者の支援に当たっては、以下の点に留意の上、実施すること。
 - 1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等を行い、日報を作成すること。
 - 緊急時の対応ができること。
 - 在宅利用者からの問い合わせ等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援体制を確保すること。
 - 在宅利用の評価等を週1回は行うこと。
 - 月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

サービスの提供の記録について

- サービスを提供した際は、支給決定障害者からサービスを提供したことについて確認を得ること。

衛生管理等

居宅 重度 就B

- 指定事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催すること。
- 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 従業者に対し、研修及び訓練を定期的実施すること。

その他の指摘事項

○非常災害対策について

- ・ 消火訓練及び避難訓練を、年2回以上実施すること。
 - 消防法に定める防火管理者を配置した障害福祉サービス事業所においては、消防訓練（消火訓練・避難訓練）を年2回以上の実施が義務付けられているもの。